

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 2 3 号

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第4条第12項中「栄養士又は」を「栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。